

東部大阪都市計画特定防災街区整備地区の決定（寝屋川市決定）

都市計画東大利町（A街区）特定防災街区整備地区を次のように決定する。

種 類	東大利町（A街区）特定防災街区整備地区
位 置	寝屋川市東大利町地内
面 積	約 0.4 ha
建築物の敷地面積の 最低限度	100m <sup>2</sup>
壁面の位置の制限	_____
建築物の防災都市計画施設に面する 部分の長さの敷地の防災都市計画施 設に接する部分の長さに対する割合 の最低限度	_____
建築物の高さの最低限度	_____

「位置、区域は計画図表示のとおり」